

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等 リスク

(洪水：ハザードマップ)

松野町では、平成 30 年 7 月豪雨災害によって大規模な洪水被害を受け、床上浸水が約 100 軒、床下浸水が約 100 軒という住宅被害（特に吉野地区と延野々地区）が生じた。現在のハザードマップでは、全 7 地区のうち、10.0m 以上 20.0m 未満の区域が 3 地区（吉野地区、延野々地区、松丸地区）あり、特に松丸地区は松野町役場をはじめとした町の中心的な場所である。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町の防災ハザードマップによると、土砂災害の発生のおそれのある危険箇所は、町内全域に点在している。愛媛県の土砂災害警戒区域集計表によると、急傾斜地の崩壊に指定されている土砂災害警戒区域は 260 箇所、土石流は 129 箇所、地すべりは 1 箇所である。また、急傾斜地の崩壊に指定されている土砂災害特別警戒区域は 259 箇所、土石流は 113 箇所、地すべりは 0 箇所である。

(地震：J-SHIS)

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、地震ハザードステーションの防災地図によると今後 30 年以内に大地震が発生する確率は 70%程度と予測されている。（南海トラフ巨大地震）このほかにも、愛媛県を横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する芸予地震も想定されている。

(その他)

当町は町土の 84%を山林が占める中山間地域である。急峻な山々の奥から発する河川は、大小 10 指に余り、その主たるものに当町の中心を流れる、四万十川の支流広見川、国立公園滑床溪谷から流れる目黒川等がある。これらの河川流域では、これまでも数々の水害に見舞われており、特に、平成 7 年の台風 10 号においては、大雨、洪水、土砂災害等で広範囲に多大な被害を及ぼし、当町では人的被害に加え、公共土木施設 113 箇所、被害額 674,200 千円ほか農産被害等を含めると総額 690,656 千円の損害を受けた。

また、当町の気候は概ね温暖であるが、西南部鬼ヶ城山系の高山で宇和海と隔てられているため、比較的寒暖の差が激しい。冬季には季節風が強く寒冷で、ときに積雪をみる。年間平均気温は 14.9 度、年間平均降水量 2,000mm内外と高温多雨の自然環境である。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

当町の地域防災計画等は以下を参照

- ・松野町地域防災計画の概要版
<https://www.town.matsuno.ehime.jp/uploaded/attachment/3507.pdf>
- ・松野町地域防災計画（風水害対策編）
<https://www.town.matsuno.ehime.jp/uploaded/attachment/3508.pdf>
- ・松野町地域防災計画（地震災害対策編）
<https://www.town.matsuno.ehime.jp/uploaded/attachment/3509.pdf>
- ・松野町地域防災計画（資料編）
<https://www.town.matsuno.ehime.jp/uploaded/attachment/3510.pdf>
- ・松野町防災ハザードマップ
<https://www.town.matsuno.ehime.jp/uploaded/attachment/3702.pdf>
<https://www.town.matsuno.ehime.jp/uploaded/attachment/3703.pdf>
- ・松野町水害リスクマップ
<https://www.pref.ehime.jp/uploaded/attachment/20874.pdf>

（２）商工業者の状況

- ・商工業者数 120 社
- ・小規模事業者数 104 社

【内訳：商工会調査（令和３年経済センサス活動調査）】

業種（日本標準産業分類中分類）	商工業者数	小規模事業者数	備考 （事業所の立地状況等）
A B 農業，林業，漁業	4	3	域内に広く所在している
C 鉱業，採石業，砂利採取業	0	0	
D 建設業	27	26	
E 製造業	8	7	域内中心付近に所在している
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	域内に広く所在している
G 情報通信業	0	0	
H 運輸業，郵便業	5	5	
I 卸売業，小売業	33	27	
J 金融業，保険業	1	1	
K 不動産業，物品賃貸業	0	0	
L 学術研究，専門・技術サービス業	3	3	
M 宿泊業，飲食サービス業	9	9	
N 生活関連サービス業，娯楽業	14	13	
O 教育，学習支援業	3	3	
P 医療，福祉	6	1	
Q 複合サービス事業	3	3	
R サービス業（他に分類されないもの）	4	3	

（３）これまでの取組

1) 松野町の取組

- ・地域防災計画に則った防災・減災対策の実施
（避難勧告等の早期発令）
- ・自主防災組織、防災士連絡協議会等の組織化
- ・年次計画に則った防災備品（防災資機材・備蓄食料・衛生用品等）の整備・補充
- ・防災備品は松野町役場のみならず、各学校施設、各集会所等で保管している。
- ・平成 30 年 7 月豪雨を教訓とした各種取組
（町内 3 か所に高性能精密気象観測装置の設置、防災ボート（3 艇）の整備、消防団装備品の充実）

- ・町が主体で年2～3回の防災訓練を実施、各部落にて年1回以上の自主防災訓練を実施
- 2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知。
- ・愛媛県火災共済協同組合と協力して、火災共済への加入を推進。
- ・防災備品として、会館に（食料、水、トイレトペーパー、スコップ、懐中電灯等）を備蓄。
- ・当町が実施する防災訓練への参加及び協力。

目標	目標(R2年度～R5年度)	実績(R2年度～R5年度)
スタートアップ型の簡易な事業者BCP策定	60	0
事業継続力強化計画認定	40	1
各種共済・保険制度への加入推進（見直し、検討資料提供含む）	100	44

II 課題

管内事業者においては、事業計画等と比較してBCPの必要性の認識が薄く、その必要性を喚起する必要がある。

経営指導員等においては、緊急時の取組、協力体制の構築等を記したマニュアルの運用が形骸化しないよう、その適切な運用が課題である。

保険・共済の推進においては、経営指導員等が、各事業者における必要性の有無を判断し、総合的なリスクマネジメントを提案できる人材の育成が課題である。

感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルールづくりや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

また、松野町商工会の建物は南海トラフ地震等が発生した際には被災リスクが高く、商工会業務を継続するための代替施設を確保する必要がある。

III 目標

<定性的目標>

- ・地区内小規模事業者に対して、事業継続力強化セミナーの開催等を通じ、災害・感染症等リスクと事前対策の必要性を認識させる。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートの構築や、感染症発生時の速やかな拡大防止策の実施措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・愛媛県防災士講座の受講等を通じ当会職員の防災スキルを向上させる。
- ・発災後、長時間にわたって復興支援策が行えるよう、代替施設の確保に努める。

<定量的目標>

次のとおり、今後5年間の目標を設定する。

目標	現状	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 事業継続力強化セミナーの開催(回)	0	1	1	1	1	1
②事業継続力強化計画の策定(件)	10	5	5	5	5	5
③各種共済・保険制度への加入推進(見直し、検討資料提供含む)(件)	20	20	20	20	20	20
④防災士講座への参加職員数(人)	0	1	1	1	1	1

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・令和3年に修正された「松野町地域防災計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害・感染症等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する事業者BCP・事業継続力強化計画策定セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、全国商工会連合会様式をもとに、令和3年9月に事業継続計画を作成。
（直近は令和6年12月に一部更新）。

3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者におけるBCP・事業継続力強化計画の策定状況の確認
- ・策定事業者については、計画の実施状況・見直しの検討等の確認
- ・（仮称）松野町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は

最低年1回実施する)。

＜2. 災害・感染症等発生後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。また、新型コロナウイルス感染症の発生時においては、拡大を防ぐための対策が不可欠である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況等を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。商工会災害対応システム及びSNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当町で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、松野町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。(豪雨における例 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。)
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

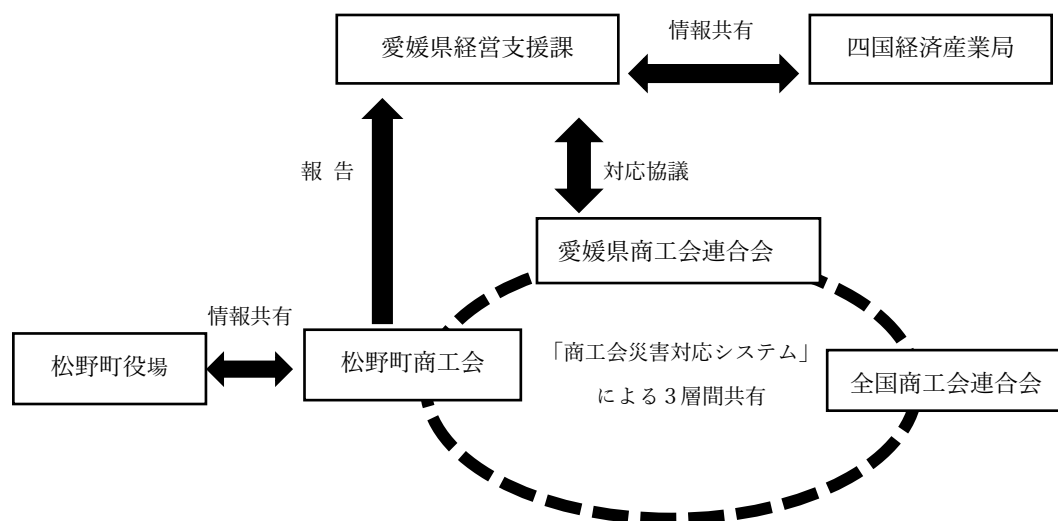
- ・当計画により、当会と当町は以下の頻度で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当町で取りまとめた「松野町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当町が共有した情報を、「商工会災害対応システム」を活用して愛媛県経営支援課へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を愛媛県の指定する方法にて当会又は当町より愛媛県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、松野町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を愛媛県商工会連合会等に相談する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

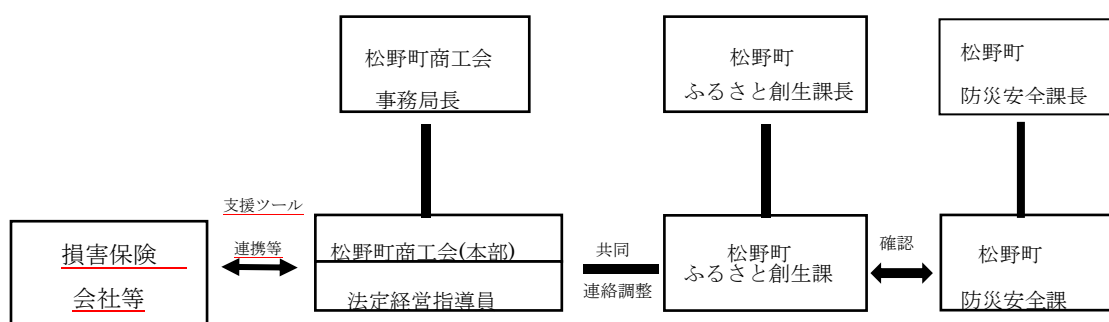
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年1月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(1) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 正金 秀夫(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(2) 商工会、関係市町連絡先

①商工会

松野町商工会

〒798-2101 愛媛県北宇和郡松野町松丸 455

TEL : 0895-42-0505 / FAX : 0895-42-1800

E-mail : matsuno@matsuno-sci.or.jp

②関係市町

松野町役場 ふるさと創生課

〒798-2192 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸 343

TEL : 0895-42-1116 / FAX : 0895-42-1119

E-mail : m-sousei@town.matsuno.ehime.jp

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ 協議会運営費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	70	70	70	70	70
・ パンプ、チラシ作製費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、松野町補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。